

2026年（令和8年）5月20日

法務省民事局参事官室 御中

大阪弁護士会

会 長 中 井 洋 恵

(公印省略)

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見募
集について

令和8年4月2日付で意見募集された「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直し
に関する中間試案」について、当会は、別紙のとおり意見を述べる。

以上

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

会社法（平成17年法律第86号）における使用人等に対する株式の無償交付の具体的な枠組みとして、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。ただし、結論を得るに当たっては、使用人等に無償交付される株式の労働基準法（昭和22年法律第49号）上の「賃金」該当性について整理が必要である。

【A案】株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとして、次の(1)から(5)までの規律を設ける。

(1) 上場会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社をいう。以下同じ。）は、取締役会の決議により当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人（以下「使用人等」という。）に対する募集株式の割当てに関する方針として法務省令で定める事項（注1）を定めた場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は会社法第199条第1項第3号の財産の給付（以下「金銭の払込み等」という。）を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

(2) (1)に掲げる事項を定める場合において、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件であるときは、会社法第201条の規定は、適用しない。

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件であるときは、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、当該条件でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

(4) (1)に掲げる事項を定めた場合における会社法第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号

を除く。)並びに(1)ア及びイ」とする。この場合においては、会社法第200条及び第202条の規定は、適用しない。

(5) (1)の規定による株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(注1) 法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。

- ① 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者(使用人等に限る。)の範囲
- ② ①に規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限
- ③ 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- ④ 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該上場会社は無償で譲り渡すことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- ⑤ ③及び④に掲げる事項のほか、使用人等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要
- ⑥ 労働基準法を遵守する旨

(注2) ①(1)の方針を定めているときは、当該方針の内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

【B案】株主総会の決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとして、次の(1)から(4)までの規律を設ける。

(1) 上場会社は、(2)の規定による定めがある場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

(2) 上場会社は、株主総会の普通決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。

ア 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を

定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者（使用人等に限る。）の範囲イ アに規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項（注1）

(3) (1)に掲げる事項を定めた場合における会社法第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）並びに(1)ア及びイ」とする。この場合においては、会社法第200条及び第202条の規定は、適用しない。

(4) (1)に規定する定めに基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(注1) 法務省令で定める事項は、【A案】注1③から⑥までと同じとすることを想定している。

(注2) ①(2)の規定による定めがあるときは、当該定めの内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

(後注1) 非上場会社については、上場会社における制度の具体的な枠組みの内容等を踏まえ、引き続き検討する。

(後注2) 上場会社の監査役及び会計参与についても、株式の無償交付の対象者に含めることを想定している。

【意見】

1 「賃金」該当性について

使用人等に無償交付される株式が、「職務執行の対価」の性質を有する場合、労働基準法上の「賃金」に該当することは否定し得ない。そのため、使用人等に無償交付される株式が、「職務執行の対価」の性質を有しないものとするか、その性質を有するものとする場合には、労働基準法上の「賃金」に該当しないための所要の法整備をすべきである。

2 具体的な枠組みについて

【A案】に反対し、【B案】に賛成する。

3 (後注1) と (後注2) について

(後注1) については、非上場会社を対象とすることに反対するが、引き続き検討することについては賛成する。

(後注2) については、反対する。

【理由】

1 労働基準法上の「賃金」該当性について

- (1) 労働基準法11条は、「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」と規定する。

本制度により無償交付される株式について、中間試案補足説明6頁では、「福利厚生として広い意味での『職務執行の対価』といえるものであり、その価値に見合うだけの便益を会社が受ける」ものと説明されているが、「労働の対償として」支払われる性質を有することは否定しえず、「福利厚生」のみによって説明することは困難である。そのため、無償交付される株式は、「労働の対償」として支払われる「賃金」であることを否定することは難しいと考える。

- (2) 無償交付される株式が「賃金」に該当する場合、労働基準法24条1項の賃金の通貨払いの原則に抵触する。

また、本制度においては、法務省令で「一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要」(【A案】の(注1)③。【B案】の(注1))との定めを設けることを想定しているとするが、「一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないこと」との定めは、無償交付される株式の自由な処分を制限することになるため、労働基準法18条に定める「強制貯金の禁止」に抵触する可能性を否定できない。

さらに、本制度においては、法務省令で「一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該上場会社は無償で譲り渡すことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要」(【A案】の(注1)④。【B案】の(注1))との定めを設けることを想定しているとするが、「一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該上場会社は無償で譲り渡すこと」との定めは、従業員に交付された株式を会社は無償で譲渡することを約するものである。労働基準法16条が定める「賠償予定の禁止」に抵触する可能性がある。さらに、一定の労働を条件に株式が無償交付されるものとしたり、一定の労働がないことを条件に株式が会社は無償譲渡されるものとする場合は、労働基準法5条が定める「強制労働の禁止」に抵触する可能性がある。

そして、上記労働基準法18条、16条及び5条に抵触する可能性については、使用人等に対して無償交付される株式が、「職務執行の対価」としての性質を有する場合には、より高まるものといえる。

- (3) このように、本制度による株式の無償交付は、労働基準法に抵触する可能性があることから、本制度を制定するにあたっては、使用人等は無償交付される株式

が、「職務執行の対価」との性質を有しないものとするか、あるいは、その性質を有するものとする場合には、労働基準法上の「賃金」に該当しないための所要の法整備をするとともに、上記労働基準法に抵触しないことが明らかとなるような所要の措置を講ずべきである。なお、「福利厚生」としての性質のみを有する場合であっても、必要な措置を講ずべきである。

- (4) また、本制度により無償交付される株式が「賃金」に該当する場合はもとより、「賃金」に該当しない場合であっても、税務上、どのような処理がなされるのかについて、検討が必要である。

2 制度の具体的な枠組みについて

(1) 【A案】と【B案】について

株式の無償交付が「福利厚生」として行われる場合、株式の価値に見合うだけの便益を会社が受けると解することは困難であることから、有利発行性を有することは否定することはできない。また、株式の無償交付が「賃金」として行われる場合であっても、有利発行に該当するか否かの判断は不可欠である。そのため、有利発行に該当するか否かによって手続きが異なる【A案】では、法的安定性を欠くおそれがある。

また、本制度のような株式の無償交付は、金銭等の払い込みを要するものではなく、その発行については引受側（受領側）による抑止がかからないため、大盤振る舞いとなるおそれは否定できず、希釈化及び株式発行に伴う株価の下落など既存株主の利益が損なわれるおそれがある。

以上から、【A案】のように、取締役会決議のみによって使用人等に対する株式の無償交付を認めることは妥当ではない。

既存株主の利益を考えると、株主総会決議が必要であると考えますが、本制度による無償交付は、その対象が使用人等に限定されており、中長期的に会社側の便益も見込めることから、既存株主の希釈化のリスクも抑制されているといえる。そのため、特別決議までは必要はなく、普通決議で足りると考えられるので、株主総会の普通決議を必要とする【B案】が妥当である。

なお、【A案】が妥当ではないことから、【A案】と【B案】の双方によるものとする案も妥当ではない。

(2) （後注1）と（後注2）について

ア （後注1）について

非上場会社については、単一株主（オーナー株主）が過半数の株式を所有するなど、特定の者が株式の発行を決定することができる会社が多いといえる。このような会社において株行の無償交付を認める場合、恣意的な発行がなされ

る可能性があり、その発行について株主総会決議による抑制を期待することができない。また、市場価値がない株式を発行することによる使用人等へのインセンティブは少ないうえ、株式の客観的価値が容易に算定できず紛争を惹起しかねないばかりか、会社の支配権争いに利用されるなど、悪影響が大きい。

そのため、非上場会社を本制度の対象とすることには反対する。ただし、引き続き検討することに反対するものではない。

イ (後注2) について

監査役や会計参与は経営を監督する立場にあるため、自社の株価上昇等に連動する過度なインセンティブを付与することは適さず、基本的には、利益相反の観点から慎重に考えるべきである。また、監査役と会計参与には会社法上の報酬規制(会社法387条1項、379条1項)が存在するため、これらの報酬規制との関係で本制度による株式交付をどのように位置づけるのか不明である。

このような懸念点があることから、上場会社の監査役や会計参与を株式の無償交付の対象に含めることには反対する。

2 その他の検討事項

(1) 現物出資構成について

いわゆる現物出資構成について、制度の具体的な枠組み(前記1)の内容を踏まえつつ、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資構成については、現行法の規律の見直しをしない(株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼさない)。

【B案】現物出資構成についても、株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼす。

(2) 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行

使用人等に対して新株予約権を発行する場合について、前記1と同様の規律を及ぼした上で、新株予約権の行使に際して金銭の払込み又はその行使に係る新株予約権についての会社法第236条第1項第3号の財産の給付を要しないものとする。

【意見】

1 (1) について

【A案】に賛成する。

2 (2) について

賛成する。

【理由】

1 (1) について

現物出資構成については、これまでの実務において法的な問題を生ずることなく行われてきており、新たな規制を設ける立法事実はないといえる。現物出資構成について、株式の無償交付と同様の枠組みの規律を及ぼす必要性は見いだせない。

2 (2) について

令和元年改正により認められた上場会社の取締役又は執行役を対象とする株式の無償交付の規律と同様の規律を設けようとするものであるが、新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行について、前記1「制度の具体的な枠組み」の規律を及ぼすことは相当であるため、本提案に賛成する。

第2 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

(1) 子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする。

【B案】次のア若しくはイに掲げる場合のいずれか又は双方を株式交付の対象とする。

ア 株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得をする場合

イ 子会社の株式を所定の割合（総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部とすることを想定している。）まで追加取得する場合

(2) 株式会社を会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

【意見】

1 (1) について

【B案】のイに賛成する。

2 (2) について

賛成する。

【理由】

1 (1) について

現行法においては、子会社の株式を追加取得する場合は、株式交付の対象とはな

らないものされている。その理由として、株式交付制度は、株式交付親会社と株式交付子会社との間に親子会社関係が創設されることに着目し、株式交換その他の組織法上の行為と同様の性質を有し、株式交付親会社が組織再編の手続をとることによって、株式交付子会社株式の現物出資としての規制を不要とするものであるが、子会社の株式を追加取得する場合は、株式交換その他の組織法上の行為と同様であると整理することは困難であるためといわれている。

今回の提案では、株式交付の機能を高めるため、子会社株式の追加取得を株式交付の対象とすることが検討されているが、他方で、現物出資の手続の見直しも検討されている。この場合、株式交付の対象範囲を合理的に設定し、それ以外の場合には、現物出資の手続によるものとするのが妥当である。

【A案】によると、1株でも追加取得する場合であっても、株式交付という組織再編ということになるが、組織再編と評価するには無理がある。

他方で、【B案】のイのように、子会社の株式を所定の割合（総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部とすること）まで追加取得する場合、このような割合の議決権を取得することによって、株式交付子会社に対する支配の状況が異なることになる（権限が拡大する）ことから、このような場合のみを株式交付という組織再編の対象とし、それ以外の場合には現物出資の手続によることは、妥当な区分といえる。

なお、【B案】のアは、このような追加取得により株式交付子会社に対する支配の状況が必ずしも変わるというわけではないことから、株式交付という組織再編の対象とする必要はないと考える。

以上から、【A案】と【B案】のアには反対し、【B案】のイに賛成する。

2 (2) について

会社法においては、子会社の判定は、株式交付の要件を除いて、すべて実質基準（会社法施行規則3条3項2号及び3号）によって判断されている。このような実質基準による親子会社関係を創設する場合も株式交付の対象とする必要性はあり、また、親子会社関係の整合性の観点からも望ましいことであるといえる。

なお、現行法において、株式交付の対象が会社法施行規則3条3項1号に限定された理由は、同項2号及び3号は「客観的かつ形式的な基準」での判定が困難であり、法律関係が混乱するなどのおそれがあるためとされている。しかしながら、連結決算の範囲や子会社による親会社株式の取得の禁止の範囲も実質基準によって判定されており、実務上、法的安定性を害するリスクは低いといえる。また、親子会社関係の創設に至らなかった場合であっても、そのことは株式交付無効の訴えにおける株式交付無効事由に該当し得るにとどまり、当該訴えについての請求認容判

決が確定しても、将来に向かってのみ株式交付の効力を失うに過ぎないのであるから、法的安定性を大きく害するものではないといえる。

以上から、賛成する。

2 株式交付の対象となる会社

- (1) 持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。
- (2) 外国会社（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。）を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

【意見】

- 1 (1) について
賛成する。
- 2 (2) について
賛成する。

【理由】

- 1 (1) について
現行法において、持分会社を子会社とする場合が株式交付の対象とされていない理由については、持分会社の支配の有無が「客観的かつ形式的な基準」によって判定することが困難とされたためである。
しかし、前記1「株式交付の対象となる場面」で述べたとおり、親子会社関係の創設に至らなかった場合であっても、そのことは株式交付無効の訴えにおける株式交付無効事由に該当し得るにとどまり、法的安定性を大きく害するものではないといえる。
合同会社であるスタートアップ等の持分会社の買収など、持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするべきであるとの指摘があるようであり（中間試案補足説明16頁）、必要性も認められる。
以上から、持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とすることに賛成する。
- 2 (2) について
現行法において、外国会社を子会社とする場合が株式交付の対象とされていない理由については、外国会社の支配の有無が「客観的かつ形式的な基準」によって判定することが困難とされたためである。
しかし、前記1「株式交付の対象となる場面」で述べたとおり、親子会社関係の創設に至らなかった場合であっても、そのことは株式交付無効の訴えにおける株式

交付無効事由に該当し得るにとどまり、法的安定性を大きく害するものではないといえる。

米国のLLC等の外国会社の買収など、外国会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするべきであるとの指摘があるようであり（中間試案補足説明17頁）、必要性も認められる。

以上から、外国会社を子会社とする場合を株式交付の対象とすることに賛成する。

なお、準拠法については、中間試案補足説明18頁のとおり、①株式交付親会社については従属法として日本法が、②株式交付子会社（外国会社）については従属法として当該外国の法が、③株式交付親会社と株式交付子会社の株式の譲渡人との間で行われる株式の発行以外の行為（例えば株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みや株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約等）については法律行為と性質決定され、通則法に従って決定される準拠法が、それぞれ適用されることになると考えられ、これらによって規律が可能である。

3 株式交付の手続

株式交付親会社における債権者保護手続を廃止するものとする。

（注1）株式交換完全親株式会社（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合（会社法第768条第1項第4号ハに規定する場合を除く。）に限る。）における債権者保護手続も廃止するものとする。

（注2）上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする考え方もあるが、この考え方を採る場合には、これを正当化する説明などを併せて検討する必要がある。

【意見】

本文について、反対する。

（注1）について反対する。

（注2）について、株式買取請求権を認めない考え方に反対する。

【理由】

- 1 株式交付の手続は組織再編行為であるため、安易に債権者保護手続を廃止することに反対である。仮に廃止するのであれば、他の組織再編行為との平仄や、現物出資規制との平仄などについて、十分に検討されたい。
- 2 （注1）については、前記1「株式交付の対象となる場面」と同様である。
- 3 （注2）については、上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求

権を認めないものとする考え方については、①新たに親子会社関係が形成されることによる株主のリスクの増大があり得、株式交付親会社の株主に対する影響が小さいとはいえないこと、②反対株主の株式買取請求権の趣旨には、投資回収の機会の確保のみならず、株式交付の対価が不公正である場合の救済も含まれていること、③上場会社の株式であっても、反対株主が必ずしも円滑に市場で株式を売却できるわけではないこと、などから、反対である。

第3 現物出資制度の見直し

1 検査役の調査の制度の見直し

株主総会の特別決議による検査役の調査の省略について、次の規律を設けるものとする。

株主総会の特別決議により現物出資財産について会社法第199条第1項第3号の価額を定めた場合には、当該価額については、会社法第207条第1項から第8項までの規定は、適用しない。この場合において、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、現物出資財産の評価の方法、評価額その他の現物出資財産について定められた同条第1項第3号の価額が相当である理由を説明しなければならない。

【意見】

賛成する。

ただし、株式交付制度と現物出資制度の平仄について、検討すべきである。

【理由】

1 検査役の調査の省略の規律について

検査役の調査の制度の趣旨は、①株主間の価値の移転を防止することと、②ある金額が出資されたというアナウンスがされたことに対する債権者の信頼（債権者の利益）の保護、という観点にあるとされている（中間試案補足説明22頁）。

まず、①の観点について、株式の発行又は自己株式の処分が有利発行によりなされるときは、株主総会の特別決議が必要とされ、取締役は、その払込金額で募集をすることを必要とする理由を説明しなければならないとされている（会社法201条1項、199条2項及び3項）。今回の提案は、同様の規律を設けようとするものであり、株主総会の特別決議によって現物出資財産の価額を定めたときは検査役の調査を省略することは正当化されると考える。

次に、②の観点について、株主総会の特別決議があったことは、債権者の信頼を保護するという趣旨に直ちに結びつくものではないものの、株主総会の特別決議で現物出資財産の価額等が定められたときは、株主による現物出資財産の評価に係る

判断を通じて、現物出資財産の評価の適正性が担保され、間接的に債権者の利益も保護されているといえる。

以上から、株主総会の特別決議がなされた場合は検査役の調査を省略すること、及び、取締役が株主総会において評価の相当性を説明すること、については、妥当である。

2 株式交付制度との平仄

株式交付は、買収会社が被買収会社の発行済株式の全てを取得して完全子会社とすることまでは予定していない場合、株式交換を用いることができず、買収会社は、被買収会社の株式を現物出資財産として自社の株式の募集をするという手法を用いる必要がある。しかし、この手法を用いる場合は、原則として検査役の調査が必要となることが障害となるため、令和元年改正において、株式交付制度が導入されたという経緯がある。令和元年改正において、株式交付制度が導入される際には、現物出資規制を改正することは前提とされていなかった。

今回の改正においては、株式交付制度を緩和し、さらに、現物出資制度も緩和することが提案されているが、現物出資規制の改正に当たっては、株式交付制度とのバランスを考慮する必要がある。このような観点からの検討が必要であることを指摘しておきたい。

2 不足額填補責任の見直し

(1) 現物出資者の不足額填補責任

ア 責任の発生要件

募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。以下「現物出資者」という。）の不足額填補責任の発生要件に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資者は、その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時においてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合において、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）と通じて募集株式を引き受けたとき〔又は現物出資者が現物出資財産の評価のために重要な事項について故意若しくは重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をしたとき〕に限り、後記イの責任を負う。

【B案】現物出資者は、その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時においてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、後記イの責任を負う。

イ 責任の内容

現物出資者の不足額填補責任の内容に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資者は、前記アの要件を満たすときは、株式会社に対し、決定時不足額（その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合の不足額をいう。（注）以下同じ。）を支払う義務を負う。

【B案】株式会社は、前記アの要件を満たすときは、現物出資者に対し、決定時不足額を払込金額で除して得た数（その数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）の株式を当該株式会社に無償で譲渡することを請求することができる。

（注）決定時不足額の定義に関しては、①その給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価値に著しく不足する場合の不足額又は②その給付した現物出資財産の価額が会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に不足する額のいずれか低い額とする考え方もある。

【意見】

1 アについて

【B案】に賛成である。

2 イについて

【A案】と【B案】のいずれかとするのではなく、【A案】と【B案】を併用すべきである。

【理由】

1 アについて

(1) 不足額の判断時について

現行法は、現物出資者の不足額填補責任について、「募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額」が「募集株式の払込金額」に著しく不足する場合の責任としているが（会社法212条1項2号）、募集事項の決定時に現物出資財産が適正に評価された場合であっても、募集株式の引受人が株主になった時まで現物出資財産が値下がりしたときは、不足額填補責任が発生する。しかし、このようなリスクを現物出資者に負わせるのは相当ではない。

本提案は、【A案】及び【B案】ともに、現行法を改めて、募集事項の決定時に不足するか否かを判断するという考え方を採用しており、妥当である。

(2) 【A案】と【B案】について

検査役調査制度を見直して、検査役調査を省略する範囲を広げることが提案されているが、その場合、検査役調査をせずに現物出資がされる場面が増加する。

それにもかかわらず、【A案】のように、取締役と現物出資者の通謀があった場合又は故意若しくは重過失による虚偽説明がされた場合のみを不足額填補責任の対象とすると、責任の成立範囲が非常に限定されることになる。特に、閉鎖会社においては、検査役調査を省略するための株主総会の特別決議を得ることが容易であり、検査役調査が省略されることによって、債権者の利益も害されやすいことから、不相当である。

他方、【B案】は、現物出資財産に価額の著しい不足がある場合は、現物出資者にその差額の填補責任又は株式無償譲渡の責任を負わせるものであり、基準として明確であるといえる。

したがって、【B案】に賛成である。

2 イについて

【A案】は、決定時不足額の支払義務があるとするものであるが、現物出資者に資力がない場合は、不足額が填補されないおそれがある。

これに対して、【B案】は、決定時不足額に相当する株式を無償譲渡するものであり、現物出資者の資力にかかわらず、不足額について他の株主の有する株式の希薄化を回避することができる。ただし、現物出資者が株式を売却していた場合や、組織再編がされた場合の処理に難点がある。

そこで、【A案】と【B案】の両案を併用し、決定時不足額の支払を求める、あるいは、決定時不足額に相当する株式の無償譲渡を請求することの両方を柔軟に認めるべきである。

(2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任

取締役等（会社法第213条第1項に規定する取締役等をいう。以下2において同じ。）及び証明者（現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額が相当であることについて証明をした者をいう。以下同じ。）の不足額填補責任に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役等及び証明者は、現物出資者の給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされない過失責任を負う。

【B案】取締役等及び証明者は、現物出資者の給付した現物出資財産の価額が募集事項の決定の時ににおいてこれについて定められた会社法第199条第1項第

3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされた過失責任を負う。

(注) 決定時不足額の定義に関しては、現物出資者について前記(1)の注の考え方を採る場合には、取締役等及び証明者についても同様の考え方を採ることを想定している。

(後注) 前記1の株主総会の特別決議があった場合における不足額填補責任の在り方については、引き続き検討する。

【意見】

【B案】に賛成である。

(注) の考え方に賛成である。

(後注) は引き続き検討することについては、賛成である。

【理由】

検査役調査制度を見直して、検査役調査を省略する範囲が広げられる場合、取締役等及び証明者は、現物出資が適切にされることを確保すべき重要な立場にある。そのため、現行法の立証責任が転換された過失責任の趣旨（取締役等については現物出資財産を不当に評価する危険を抑止する趣旨、証明者については専門家の証明の適正を確保する趣旨）が妥当し、取締役等及び証明者の不足額填補責任を現行法よりも軽減すべき理由はない。

したがって、現行法と同様、取締役等及び証明者に、立証責任が転換された過失責任を負わせる【B案】が妥当である。

(注) については、前記(1)「現物出資者の不足額填補責任」と同様の決定時不足額とすることは合理的であり、賛成する。

(後注) についてであるが、特別決議において、不足額の填補責任を不要とすることを含んだ決議がされたとは解されないし、そこまで取締役等及び証明者の責任を軽減する必要はないと考える。ただし、引き続き検討することについては、賛成する。

3 その他の検討事項

(1) 新株予約権の行使の際の現物出資に関する規律

金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼすものとする。

(2) 設立の際の現物出資に関する規律

設立に際して金銭以外の財産を出資する場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼさないものとする。

【意見】

(1) と (2) のいずれも賛成する。

【理由】

1 (1) について

金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合も、前記1「検査役の調査の制度の見直し」及び2「不足額填補責任の見直し」と同様の状況にあるといえるので、前記1「検査役の調査の制度の見直し」及び2「不足額填補責任の見直し」の規律を及ぼすことに賛成である。

2 (2) について

発起設立の場合には、株主総会に相当する会議体がなく、また、募集設立の場合には、設立時募集株式については現物出資が認められておらず、発起人のみ現物出資をすることができることされており、創立総会と株主総会を同視することはできない。

設立の場面では発起人に対する発起人以外の者による監視が弱いことから、現物出資規制を緩和すべきでないと考えられる。

以上から、前記1「検査役の調査の制度の見直し」及び2「不足額填補責任の見直し」と同様の規律を及ぼすべきではないと考える。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）を実施するための要件（以下1から6までにおいて「実施要件」という。）として、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

(1) 株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。（注1）（注2）

(2) 株式会社（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下1から3までにおいて同じ。）は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

ア 後記2(1)イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

イ 後記2(1)イの通信の方法として電話を定めること。

ウ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めること。

エ アからウまでの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

と。

(3) 株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に株主総会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

(注1) 定款の定めを実施要件としない考え方もあるが、この考え方を採る場合には、一定の割合の議決権を有する単独又は複数の株主に対して後記5の場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることなど、株主の意思を反映させるための代替手段を併せて検討する必要がある。

(注2) この試案に基づく改正法の施行日において産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項の規定により株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めのある株式会社は、施行日を効力発生日とする(1)による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすことを想定している。

【意見】

本文の(1)から(4)について賛成である。

(注1)については、定款の定めを実施要件としない考え方には反対する。また、株主総会の開催請求権は、定款の定めを実施要件とするか否かにかかわらず、一定の範囲で認められるべきである。

【理由】

バーチャルオンリー株主総会について、会社法上、実施要件の規律を設けることについては賛成する。

ただし、バーチャルオンリー株主総会は、物理的な会場で開催される株主総会と比較して、株主が株主総会の運営状況を直接把握することが困難であり、議事進行や発言機会の付与等の面において、恣意的に会社側に有利な運営が行われるおそれがある。このようなことから、バーチャルオンリー株主総会の実施は、株主の権利行使の方法に重要な影響を及ぼし得るものであるから、その実施の可否については株主の意思を反映させることが適当である。そのため、実施要件として定款の定めを必要とするものとすることに賛成であり、(注1)のように、定款の定めを実施要件としない考え方には反対する。

なお、(注1)では、定款の定めを実施要件としない場合に、株主の意思を反映させる代替手段として場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるということを検討するとの提案がなされているが、定款の定めを実施要件とする場合であっても場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることは必要であると考えられるのであり、必ずしも「代替手段」の関係にはないことを指摘しておく。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) 次に掲げる事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。）。

ア 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

イ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

ウ 株主が会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

エ 前記1(2)の措置の内容

オ 株主が株主総会の議事においてイの通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項

(2) 次に掲げる事項を株主総会の議事録の記載事項に加える。

ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

イ 株主総会の場所を定めなかった旨

(3) 株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容（注1）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から一定の期間（注2）、当該通信記録等を保存しなければならない。

(4) 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ、株式会社は、一定の場合（会社法第311条第5項各号と同様の規律を設け、これらのいずれかに該当する場合を想定している。）を除き、これを拒むことができない。（注3）

（注1）保存することが求められる通信記録等の具体的内容については、議事進行の適正性の事後検証に必要な情報として、①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株式会社と株主の間のやり取り（株式会社と株主の間のチャットでのやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等）などとするのが考えられるが、引き続き検討する。

（注2）保存期間については、株主総会の議事録と同様に10年間とする考え方や、それより短い期間（例えば、1年間）とする考え方があり、引き続き検討する。

（注3）株主による通信記録等の閲覧又は謄写について、当該株主が裁判所の許可を得ることを要件とする考え方もある。

【意見】

本文の(1)から(4)について賛成する。

(注1)について、保存することが求められる通信記録等の具体的内容は、①～④全てを含むものとするべきであるが、引き続き検討することについては、賛成する。

(注2)について、保存期間は、株主総会議事録と同様に10年間とすることを原則として考えるべきであるが、要求される通信記録等の保存方法等によっては会社に過度な負担が生じることもあるため、多少、短縮することも考えられる。保存期間について、引き続き検討することについては、賛成する。

【理由】

1 本文の(1)から(4)について

バーチャルオンリー株主総会について、会社法上、実施手続の規律を設けることに賛成する。

2 (注1)について

バーチャルオンリー株主総会においては、物理的な株主総会と比べて、会社側が恣意的に動議や質問を取り上げるといった不公正な議事進行がなされる可能性を否定できない以上、議事の公正性についての事後的な検証を可能とするため、①～④全てについて保存の対象とするべきである。また、バーチャルオンリー株主総会においては、動議を出そうとする株主の接続を切るといった行為も技術的に可能であり、不公正な議事運営がなされたことが株主から認識できないという特性があることから、②を保存対象とし、議事運営を事後的に検証できるようにすることは重要である。

3 (注2)について

通信記録等の保存期間については、株主総会決議は取消訴訟だけでなく不存在確認訴訟や文書提出命令申立事件として争われることもある以上、1年間では短すぎる。通信記録等は事後的な検証のために必要であるという点で株主総会議事録と同様の機能を営むものであることから、株主総会議事録と同様に保存期間は原則として10年間とすることが考えられる。もっとも、中間試案では、通信記録等の保存方法(書面での保存が可能かどうかなど)が必ずしも明確にされていない。そのため、保存方法や、書面で保存することを許容する場合の記載事項等について、省令等を通じて明確にすべきである。その上で、保存方法によっては、会社に過度な負担を生じさせる可能性がある以上、保存期間を多少短縮することも検討に値する。このように、保存期間は、通信記録等の保存方法等と併せて検討すべきであると考えられる。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関し、次の規律を設けるものとする。

株式会社が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置（通信障害対策が講じられた通信の方法を使用することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用することを含む。以下同じ。）をとった場合において（注1）、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。

(1) 株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。（注2）

(2) 通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

（注1）通信障害対策措置をとることについては、セーフハーバールールの適用要件ではなく、前記1の実施要件とする考え方もある。

（注2）故意又は重大な過失の対象について、「通信障害による取消事由が生じたこと」とする考え方もある。

【意見】

セーフハーバールールに関する規律を設けることに、賛成する。

（注1）については、通信障害対策措置を実施要件とすることは適切でないと考えられる。

（注2）について、要件(1)の「故意又は重大な過失」の対象を何とするのかについては、十分に検討することが必要である。

【理由】

1 セーフハーバールールに関する規律を設けることについて

通信手段を用いてバーチャルオンリー株主総会を開催して議事を行うに際しては、軽度なものも含めて、通信障害が生じる可能性をゼロにすることは難しいが、あらゆる通信障害が株主総会決議の取消事由に該当するとなれば、バーチャルオンリー株主総会を運営する実務的な負担は極めて大きくなる。したがって、セーフハーバールールに関する規律を設けることに賛成する。

また、セーフハーバールールの要件についても、基本的に、賛成する。

2 （注1）について

通信障害対策措置をとることを実施要件とした場合、通信障害がないままに株主総会が終了したにもかかわらず、通信障害対策措置を講じていなかったのであれば、そのことを理由として株主総会の決議取消しを求めることができることになるが、明らかに不適當である。したがって、通信障害対策措置は、実施要件とすべきでは

なく、セーフハーバールールの要件として判断することが適切である。

3 (注2) について

要件(1)については、「故意又は重大な過失」の対象を「通信障害」とした場合、そもそも「故意又は重大な過失」により「通信障害」を生じさせるという場面が実際に想定されるのか不明であり、決議取消事由の範囲を過度に狭くするおそれがある。「故意又は重大な過失」の対象については、十分に検討する必要があるので、その旨を指摘しておく。

4 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第298条及び第299条の規定は、適用しない旨の規律を設けるものとする。

(注) 議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合の株主への通知に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

【意見】

本文について、賛成する。

(注) について、株主総会の延期又は続行の場合の株主への通知に関する規律を別途設けるかどうかについて、引き続き検討することに賛成する。

【理由】

1 本文について

バーチャルオンリー株主総会の途中で通信障害が発生した場合、株主総会を延期又は続行する決議を得ることが容易ではない場合もある。このような事態を想定して、提案のような規律を設けることは、必要な措置であると考えられる。

2 (注) について

バーチャルオンリー株主総会の途中で完全に通信が途絶えるなどして、株主において、株主総会の延期又は続行を全く知ることができない状況になることも考えられる。そのため、議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合、株主にその旨を通知すべきか否かなど、株主への通知に関する規律を別途設けるかどうかについては、引き続き検討すべきである。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないものとする。

(注1) 会社法第297条に基づき株主が株主総会の招集を請求し、当該請求に基づいて株式会社が株主総会を招集する場合には、当該株主は、株式会社に対して、場所の定めのある株主総会とすることを請求することができるものとする考え方がある。

(注2) 株式会社は、一定の場合（基本的に、一定割合以上の議決権を有している株主からの請求があった場合を想定している。）には、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨を定款で定めることができるものとする考え方がある。

【意見】

本文について、反対である。

(注1) については賛成する。

(注2) については、開催請求権を少数株主権とすることには賛成するが、開催請求権を認める旨の定款規定を要するとすることには反対する。

【理由】

1 本文について

株主総会は、株式会社の基本的意思決定を行うとともに、株主が取締役等の経営陣に対して質問や動議を通じて規律付けを行う重要な場である。ところが、バーチャルオンリー株主総会は、物理的な会場で開催される株主総会と比較して、株主が総会の運営状況を直接把握することが困難であり、議事進行や発言機会の付与等の面において、恣意的に会社側に有利な運営が行われるおそれがある。そのため、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催を請求することを認める制度を設けるべきである。なお、開催請求権の意義は、前記1「バーチャルオンリー株主総会の実施要件」において定款の定めをバーチャルオンリー株主総会の実施要件とする場合であっても失われるものではないから、この場合においても開催請求権は認められるべきと考える。

ただし、開催請求権を無制限に認めると、バーチャルオンリー株主総会を開催するに際して開催請求があった場合に備える必要が生ずることとの関係で負担が大きくなりすぎる。したがって、開催請求権を少数株主権とすることについては賛成する。その場合の要件となる株式の所有割合としては、少なくとも株主総会の招集請求権と同等の数（総株主の議決権の100分の3）を必要とすべきである。

さらに、開催請求権の行使時期としては、会社側の準備の負担も考慮し、株主総会よりも一定程度前もって行使することを求めるべきである。具体的には、議題提案権（会社法303条2項）及び議案要領通知請求権（305条1項）の行使と同様の期限（現行法下では株主総会の8週間前まで）を設けることが考えられる。

2 (注1) について

株主が臨時株主総会の招集請求を行う場合に、あわせて場所の定めのある開催を請求することができるようにすることは妥当である。

3 (注2) について

定款の定めにより場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることとする考え方は、株主保護として十分とはいえない。上記の株主総会の重要性に鑑みると、定款の定めの有無にかかわらず、開催請求権を認めるべきである。

6 規律の適用対象

- (1) 規律の適用対象となる株式会社の範囲については、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とするものとする。
- (2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にはいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。）については、バーチャルオンリー株主総会に関する規律の具体的内容を踏まえつつ、規律を設けるか否かを引き続き検討し、規律を設ける場合には、基本的に、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（前記2(1)イ、ウ及びオ）、株主総会の議事録の記載事項に関する規律（前記2(2)ア）並びに株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関する規律（前記3）に限定して規律を設ける方向で引き続き検討する。

【意見】

賛成する。

ただし、(1) について、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催を請求することを認める制度を設けるべきである。

【理由】

(1) について、バーチャルオンリー株主総会を会社法上の制度として規律することの必要性、合理性の根拠は、地理的・時間的制約を受けず株主総会への出席機会を実質的に拡大できるとともに、企業負担の効率化を図ることができるというメリットがあるという点にあると思われるが、これは、上場会社に限るものではなく、非上場会社においても当てはまるものである。したがって、バーチャルオンリー株主総会に関する規律の適用対象として非上場会社も含むものとすることは適切である。

ただし、非上場会社は、上場会社と異なり、保有する株式数が小さい不特定多数の株主は存在せず、各株主が一定の割合の株式を保有し、会社経営に強い利害を有している場合が多いと思われる。そのため、非上場会社の株主総会は、上場会社の株主総会と比較して、会社・株主間あるいは株主相互の間の実質的な利害調整や少数株主の

保護を図る場としての意義がより大きいものと考えられる。したがって、非上場会社にバーチャルオンリー株主総会に係る規律を適用するに当たっては、一定の要件の下で株主に開催請求権を保障し、株主総会の適切な運営を担保することが必要である。

7 バーチャル社債権者集会

場所の定めのない社債権者集会（以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。）に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) バーチャルオンリー社債権者集会の実施要件（注1）

社債権者集会を招集する者（以下「招集者」という。）は、合理的に必要と認められる範囲内において、即時に、かつ、相互に社債権者集会の議事における情報の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

(2) バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等

ア 前記2(1)アからウまで及びオの事項を招集の決定事項及び招集の通知事項に加える（前記2(1)オの事項にあっては、招集の通知事項に限る。）。

イ 前記2(2)ア及びイの事項を社債権者集会の議事録の記載事項に加える。

ウ 招集者は、社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、社債発行会社は、社債権者集会の日から一定の期間（注2）、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(3) 社債権者集会の決議の不認可の特則

招集者が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置をとった場合において、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次のア又はイのいずれかに該当するときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となる。

ア 招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

イ 通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(4) 社債権者集会の延期又は続行

通信障害により社債権者集会の議事に著しい支障が生じる場合には当該社債権者集会の議長が当該社債権者集会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第719条及び第720条の規定は、適用しない。（注3）

（注1）原則として募集事項（会社法第676条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施

できないものとするを想定しているが、募集事項に定めがある場合に限って社債権者集会の場所を定めないことができるものとする考え方もある。

(注2) 前記2(3)と同じ期間とするを想定している。

(注3) 議長が社債権者集会の延期又は続行の決定をした場合の社債権者への通知に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

【意見】

本文(1)から(4)について、バーチャルオンリー社債権者集会を実施するための要件を設けることに賛成する。

なお、セーフハーバールールについては、バーチャル株主総会と同じ規律を設けるべきかどうかについては、検討が必要である。

(注1)について、募集事項に定めがなくてもバーチャルオンリー社債権者集会を実施することができるものとし、募集事項に「場所を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施できないものとするに反対する。

(注2)について、バーチャルオンリー株主総会と同様の期間とするに賛成するが、短い期間にならないようにすべきである。

(注3)について、バーチャルオンリー社債権者集会の延期又は続行の場合の社債権者への通知に関する規律を別途設けるかどうかについて、引き続き検討することに賛成する。

【理由】

1 本文(1)から(4)について

バーチャルオンリー社債権者集会を実施することができれば、必要なときに社債権者集会を機動的かつ効率的に開催することができる。

そのため、バーチャルオンリー社債権者集会を実施できる方向での改正に賛成し、そのための要件を設けることについて賛成する。

また、バーチャルオンリー債権者集会を実施する際の手続として、バーチャルオンリー株主総会に関する規律と同じ内容の規律を設けることについても賛成する。

なお、セーフハーバールールについてであるが、バーチャルオンリー社債権者集会においても、バーチャルオンリー株主総会と同様に、セーフハーバールールを設けることは相当である。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない(会社法734条1項)。セーフハーバールールについては、不認可事由の有無の中で判断されることになる(会社法733条)と思われるが、不認可事由(例えば、アの「招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。」)の該当性(認可の申立者としては、非該当性)を、主張・立証構

造がない中でどのように認定していくのか、といった問題がある。そのため、バーチャル株主総会と同じ規律を設けてよいのか、また、設けるとして、具体的にどのような規定とするのか、については、十分な検討が必要と考える。

2 (注1) について

バーチャルオンリー株主総会と平仄を合わせて、募集事項に定めがある場合に限りバーチャルオンリー社債権者集会を実施することができることとするのが相当である。

3 (注2) について

保存期間であるが、債権者集会の決議について後に争われる可能性があることを考えると、1年間といった期間では短すぎる。社債権者集会の議事録の保存期間は、社債権者集会の日から10年間とされている(会社法731条2項)ことから、10年間とすることも考えられるが、通信履歴や通信内容の保存方法等が必ずしも明らかではないため、社債発行会社に過度な負担を生じさせる可能性もある。そのため、10年間より短縮することも考えられる。社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容の保存期間については、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容の保存期間と平仄を合わせるのがよいと考えるが、短い期間にならないようにすべきである。

4 (注3) について

会社法730条には社債権者への通知に関する規律は設けられていないが、バーチャルオンリー社債権者集会の場合、途中で通信が途絶するなど、バーチャルオンリー社債権者集会においてのみ生じ得る事象もある。そのため、バーチャルオンリー社債権者集会の延期又は続行の場合、債権者への通知に関する規律を設けるかどうかについて、引き続き検討すべきである。

8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度

社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第86条に規定する書面制度に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】振替法第86条に基づき、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには書面による証明書の提示が必要であることについて、電磁的記録による証明書の提示も可能とする。(注1)(注2)(注3)

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(注1) 電磁的記録による証明書を作成・管理するシステムの技術的要件として、当該証明書のオリジナルデータを特定することを可能とする措置がとられていることを求めるかについては、引き続き検討する。

(注2) 注1の技術的要件を求める場合に、電磁的記録による証明書の提示について、負担が増加し得る社債権者と社債発行会社との合意を要するものとした上で、両者の個別の合意に代えて、社債発行会社が募集事項として、電磁的記録による証明書の提示を可能とする旨を定めなければならないものとするかについては、引き続き検討する。

(注3) 注1の技術的要件を求めない場合に、社債発行会社等が振替機関又は口座管理機関に対して、振替社債の権利者に関する情報の提供を求めることができるものとするかについては、引き続き検討する。

【意見】

【A案】に賛成する。

また、【A案】を採用する場合、バーチャルオンリー社債権者集会のみならず、場所の定めのある社債権者集会や、社債権者集会の決議があったものとみなす制度（第4の3）においても適用されるべきである。

(注1) から(注3) について、引き続き検討することに賛成する。

【理由】

振替法86条2項において、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の1週間前までに同条1項に規定する書面（証明書）を提示し、かつ、社債権者集会の日にも提示しなければならないとされている。これは、無権利者による権利行使を防止するための規定とされているが、電磁的記録による証明書の提示を認める場合において、無権利者による権利行使を防止するための措置が講じられているのであれば、電磁的記録による証明書の提示を認めてよいと考える。そのため、【A案】に賛成する。ただし、技術的に問題があるなどの理由で、このような措置を講じることができないのであれば、【B案】（現行法の規律を見直さない）の方がよい。

なお、【A案】を採用する場合、バーチャルオンリー社債権者集会の場合に限る必要はないと考える。

(注1) から(注3) は、電磁的記録による証明書を作成・管理するシステムに係ることであり、技術的な問題があるように思われる。そのため、引き続き検討することに賛成する。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度について、その趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」に求めることとした上で、次のアからオまでの規

律を設けるものとする。

ア 上場会社は、仲介機関（注1）である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近仲介機関（仲介機関が株式仲介業務（注1）を提供している他の仲介機関をいう。以下同じ。）又は指図権者（仲介機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者〔（当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。）〕をいう。以下同じ。）に係る情報（注2）を、イ及びウに定めるところにより提供することを請求することができる。

イ アの規定による請求又はこの規定による通知を受けた仲介機関は、当該請求に係る株式について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合には、一定の期間内（注3）に、当該直近仲介機関に対し、当該仲介機関が請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない。

ウ アの規定による請求又はイの規定による通知を受けた仲介機関は、当該仲介機関が請求又は通知を受けてから一定の期間内（注4）に、当該請求をした上場会社に対し、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める事項に係る情報を提供しなければならない。

① 当該仲介機関が有し、又は株式仲介業務の提供を受ける当該上場会社の株式（以下「確認対象株式」という。）について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合 直近仲介機関ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号（直近仲介機関が法人であり、かつ、判明している場合に限る。）、住所、電子メールアドレス（判明している場合に限る。）及び当該直近仲介機関に提供している株式仲介業務に係る確認対象株式の数

② 確認対象株式について当該仲介機関に対する指図権者がある場合 指図権者ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号（指図権者が法人であり、かつ、判明している場合に限る。）、住所、電子メールアドレス（判明している場合に限る。）及び当該指図権者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する確認対象株式の数

③ 確認対象株式に①又は②のいずれにも該当しないものがある場合 その株式の数

エ イ又はウの規定による情報の提供又は通知に要する費用は、アの規定による請求をした上場会社の負担とする。（注5）

オ 次に掲げる者は、過料に処する。（注6）

① 故意又は重大な過失によりイの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

② 故意又は重大な過失によりウの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、次のア及びイの規律を設けるものとする。(注7)

ア 仲介機関である名義株主が、(1)ウの規定により上場会社に情報が提供されたその指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

イ アの場合における議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。

(注1)「仲介機関」とは、「信託業法第2条第2項に規定する信託会社、銀行法第2条第1項に規定する銀行、金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関その他の者で、第三者のために、株式の所有、保管若しくは管理又は証券口座の管理(以下「株式仲介業務」という。)を業として行う者(金商法第28条第4項に規定する投資運用業として当該株式についての株式仲介業務を行う者及び当該者に当該株式仲介業務を委託する者並びに振替法第2条第2項に規定する振替機関を除く。)」をいうものとするを想定しているが、実務の知見も踏まえつつ、引き続き検討する。

(注2) 確認の基準時に関し、一定の制限を設けることや、期間制限を設けることの要否については、引き続き検討する。

(注3) 直近仲介機関に対する請求の通知(転送)期限については、①EU(欧州連合)第二次株主権利指令(Shareholder Rights Directive II。Directive(EU)2017/828による改正後のDirective 2007/36/ECをいう。以下同じ。)と同様に、営業日の16時まで受領した請求については同日中に、16時より後に受領した請求については翌営業日の10時までとする考え方や、②より長い期間として、例えば3営業日以内とする考え方などがある。

(注4) 通知を受けた仲介機関が上場会社に情報を提供するまでの期限については、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い方の日を起算日として、①EU第二次株主権利指令と同様に、翌営業日までとする考え方や、②より長い期間として、例えば⑦3営業日以内とする考え方、①7日以内とする考え方などがある。

(注5) 仲介機関による過度に高額な費用の請求を防止する観点や上場会社側の予測可能性を確保する観点から、仲介機関に費用額の事前の開示を求めて恣意的な費用の請求を禁止することや、1回の確認請求において各仲介機関が上場会社に請求できる費用の上限額や上

場会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を設けることなど、一定の手当てを設けることの要否については、引き続き検討する。

(注6) 制度の実効性を確保するための規律として、違反者の議決権を停止する考え方もあるが、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化するには、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度の趣旨だけでなく、株式会社の支配に関する重要な情報の把握などの趣旨を加える必要があるとの指摘がある。

(注7) (1)の制度の創設に伴い、建設的な対話の促進という制度の趣旨に基づき、株式会社の対話の相手方として典型的に適切と思われる者として「指図権者」が会社法上定義されることを踏まえて、①名義株主が代理人とすることができる指図権者の範囲を、(この制度を通じて仲介機関から上場会社に情報が提供された指図権者に限らず)全ての指図権者とする考え方や、②将来的な見直しとして、指図権者が(代理人ではなく)本人として株主総会への出席、議決権の行使、株主提案権の行使等をするを認めることも検討するとの考え方もある。

【意見】

基本的に賛成である。

(注5) について、費用の負担が高額とならないように、一定の手当てを設けるべきである。

【理由】

現在、株式会社と株主との間の建設的な対話を行うことが重要であるとの指摘がなされているが、現行法上、株式会社が実質株主を確認することができる制度は、金商法に基づく大量保有報告制度を除き、存在しない。

そのため、会社法において、新たな制度として、実質株主確認制度を設けることは適切であると考ええる。

(注5) について、情報の提供又は通知に要する費用は上場会社の負担とされているが、負担が高額となる場合、上場会社がこの制度を利用することに躊躇する可能性がある。上場会社の予測可能性の観点からも、費用の負担が高額とならないように、一定の手当てを設けるべきである。

(注6) について、実質株主確認制度の趣旨を「建設的な対話の促進」とするのであれば、違反者に議決権の停止という重い制裁を課すのは相当ではないと考える。また、単なる事務処理の誤りの場合にも過料の制裁を課すのは相当ではないことから、故意・重過失がある場合に限って過料の制裁とすることは相当である。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度として、次の(1)から(7)までの規律を設けるものとする。

- (1) 金商法第27条の23第1項、第27条の25第1項又は第27条の26第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により大量保有報告書又は変更報告書（上場会社が発行する株券等（金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下「大量保有・変更報告書」という。）を提出しなければならない者は、その提出期限までに、当該大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社に提出しなければならない。
- (2) 上場会社は、(1)の規定による大量保有・変更報告書の提出があった日から一定の期間（5年とすることを想定している。）、当該大量保有・変更報告書をその本店に備え置かなければならない。
- (3) 株主は、上場会社の営業時間内は、いつでも、(1)の規定により提出された大量保有・変更報告書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- (4) (1)の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。この場合においては、(2)及び(3)の規定は、適用しない。
- (5) (1)の規定に違反して大量保有・変更報告書（変更報告書にあつては、軽微な変更（注1）に係るものを除く。）を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書を提出した者（以下「違反者」という。（注2））がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社が違反者に対して議決権を有しないものとする旨の通知（以下「議決権停止通知」という。）をした時から一定の期間（注3）を経過したときは、違反者が保有（金商法第27条の23第3項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下2において同じ。）する当該上場会社の株式（当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。）は、違反者が保有する間、議決権を有しない。ただし、その違反の事実が発生した日から一定の期間（5年とすることを想定している。）を経過し、又はその違反に係る大量保有・変更報告書が追完（注4）された日から一定の期間（注5）を経過した後は、この限りでない。
- (6) 議決権停止通知は、当該通知に係る違反の内容を明らかにしてしなければならない。
- (7) 議決権停止通知をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。（注6）

（注1）軽微な変更の具体的な範囲については、引き続き検討する。

(注2) 金商法第27条の26第1項又は第2項の規定による特例報告については、特例報告が適用される者は、日常業務を通じて反復継続的に株券等の売買を行っているため、事務過誤によって通知義務に違反しやすい一方で、重要提案行為等を行うことを保有の目的とせず、かつ、株券等保有割合（金商法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が10%を超えない（金商法第27条の26第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第36号）第12条）ことを踏まえて、議決権の停止の対象となる違反の範囲を限定することの要否については、引き続き検討する。

(注3) 議決権停止通知を受けた者が議決権の行使を許容する仮処分の申立てをして違反の有無を争う機会を保障するために、議決権停止通知をした時から議決権の停止の効力が生ずるまでに一定の期間を設けることとしており、その期間を3週間とする考え方や1か月とする考え方などがある。

(注4) 「追完」とは、違反者が、違反者に生じた当該株券等に係る大量保有・変更報告書を提出しなければならない事由のうち、その時点における直近の事由に基づく大量保有・変更報告書を(1)又は金商法の規定により提出することをいうことを想定している。

(注5) 追完により議決権の停止の効力が解除されるまでの期間については、制裁としての趣旨を含むものとして、追完後最初に招集される株主総会の終結の時までとする考え方や、追完後1年とする考え方などがある。

(注6) 議決権停止通知をするか否かの決定を取締役会の決議事項とはしない考え方もある。

(注7) 議決権の停止を株主総会の決議に反映する（例えば、違反者（取り分け、名義株主でない違反者）が保有する株式について行使された議決権を集計結果から除外する）ために何らかの手当てをすることの要否について、引き続き検討する。

(注8) 株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、例えば、複数の者が、共同して代表取締役の選定等の提案を行うことを合意し、協調して株式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を提出せずに共同保有者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使することにより、株主提案を可決させたときは、このような状況の下でこれらの違反者がその議決権を行使したことが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している。

【意見】

基本的に賛成である。

(注1) について、軽微な変更の具体的な範囲について、引き続き検討することに賛成する。

(注6) について、取締役会の決議事項とはしない考え方に反対する。

【理由】

株式会社の支配に関する重要な情報の把握及び開示という制度趣旨に基づき、株主

側から株式会社に対する通知を義務付ける制度を創設することに賛成する。

(注1) について、変更報告書の不提出については、議決権の停止という重大な制裁がある。軽微な変更の場合は除外するという提案は相当であるが、その内容は明確である必要があるため、軽微な変更の具体的な範囲について、その内容を明確にするために、引き続き検討する必要があると考える。

(注6) について、議決権の停止は、株主権の重大な制限であり、取締役会で議論がなされるべきである。取締役会の決定事項とはしない考え方に反対する。

第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1 書面交付請求制度の見直し

株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】〔一定の移行期間を設けた上で、〕書面交付請求制度を廃止する。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

【意見】

【B案】に賛成する。

【理由】

株主総会資料は、株主が株主総会で議決権を行使するにあたって重要な資料である。現在においても、インターネットを利用することが困難である株主は一定数存在するものと推測され、そのような株主の議決権行使のための利益を保護するために、株主が書面交付請求をすることができるとする現行法の規律は相当である。

なお、書面交付請求の行使比率が低水準に留まっていることが報告されている（中間試案補足説明71頁）。しかしながら、①いわゆるフルセットデリバリーの対応をとっている会社も少なくないため、書面交付請求をする必要性が顕在化していないケースも存在すると思われること、②「行使比率」が低いとしても、「行使者」としては一定の人数がいることが想定されること、などから、上記報告によって書面交付請求の有用性を否定することは相当ではない。

令和元年改正において創設された株主総会資料の電子提供制度は、施行日が令和4年9月であり、現時点において、4年も経過していない。そのため、今回の改正において、書面交付請求制度を廃止するのは、時期尚早である。

なお、社会一般のデジタル化が急速に進展しており、インターネットの利用が進んでいることや、株主総会資料の電子提供制度についての認知度も高まっていることもあるため、将来的には、書面交付請求制度を廃止することを検討する段階に至るものと思われる。ただし、その場合であっても、インターネットを利用することが困難で

ある株主に実質的な不都合が生じることのないような措置（例えば、他者の補助を得て電子提供による資料を確認できるようにするなど）を講じる必要がある。そして、移行期間については、十分な時間を確保すべきである。

2 書面による議決権の行使についての見直し

書面による議決権の行使についての見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。）は、株主（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の数が1000人以上である場合には、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めなければならない。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注）【A案】による場合には、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直しをするものとする。

【意見】

【B案】に賛成である。

（注）について、社債権者集会に関する同種の規律についても、同様の見直しをすることに反対する。

【理由】

株主総会において議決権を行使することは、株主の基本的かつ重要な権利である。前記1「書面交付請求制度の見直し」において述べたとおり、現在においても、インターネットを利用することが困難である株主は一定数存在するものと推測されるが、【A案】の場合、電磁的方法による議決権の行使のみとすることも可能となり、インターネットを利用することが困難である株主の権利を阻害することになる。そのため、【A案】に反対する。

また、（注）について、社債権者集会における議決権の行使についても、上記と同様の理由（インターネットを利用することが困難である社債権者が一定数存在するものと推測されること）により、書面による議決権の行使の代わりに電磁的方法による議決権の行使を認める方向で見直しをすることに反対する。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

株主総会の招集の電磁的方法による通知に関し、次の(1)から(3)までの規律を設

けるものとする。

(1) 上場会社は、株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）を記載し、又は記録することができる。

(2) 振替法第151条第1項において、振替機関が発行者に対し速やかに通知しなければならない事項に、「電子メールアドレス等（当該株主が当該電子メールアドレス等の提供を承諾した場合に限る。）」を加える。

(3) 株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録がある株主に対して会社法第299条第3項に掲げる方法により通知を発する場合には、当該株主の承諾を要しない。

(注) 将来的な見直しとして、一定の要件の下、株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とし、株主の承諾を得ずに、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができるものとする考え方がある。

【意見】

賛成する。

ただし、株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録があるときは、株主総会招集通知は当該電子メールアドレス等に宛ててなされることについて、十分な周知が必要である。

【理由】

デジタル化の進展を踏まえて、電磁的方法による株主総会招集通知の提供を行いやすくする観点から、株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレス等を記載又は記録し、当該株主に対しては当該電子メールアドレス等宛に株主総会招集通知を発することを認める提案に賛成する。

ただし、株主が単に電子メールアドレス等を提供したに過ぎない場合、それだけでは、株主名簿への記載又は記録の承諾や、株主総会招集通知を当該電子メールアドレス宛になされることへの承諾とはいえない。株主に対しては、電子メールアドレス等を株主名簿に記載又は記録することについて、明確な「承諾」を求める必要がある。また、株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録があるときは、株主総会招集通知は当該電子メールアドレス等に宛ててなされることについて、十分に周知する必要がある。

第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

事前の書面又は電磁的方法による議決権の行使（会社法第311条及び第312条。以下「事前の議決権の行使」という。）がされた場合における株主総会の決議の合理化に関し、いずれも株主総会の開催自体は必要であることを前提として、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度として、次の(1)から(3)までの規律を設ける。

- (1) 株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。
- (2) 株主総会の招集の決定事項及び招集の通知事項として、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、(1)の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。
- (3) 取締役は、(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(注1) ①株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議については、同趣旨の規律を設けるが、②株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

(注2) (1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において(1)に規定する株主総会の目的である事項につき議案を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを想定している。

【B案】株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときに該当したことは株主総会の決議取消事由とならない旨の規律を設ける。

(後注) 株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、

事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすものとする考え方もある。

【意見】

【A案】と【B案】のいずれにも反対する。

（後注）にも反対する。

【理由】

株主総会は、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催され、そこで審議し、決議されたものが株主総会の決議となる。経営陣と株主の対話は重要であり、特に上場会社においては、株主総会は株主との建設的な対話の場として位置付けられている。

しかしながら、【A案】や【B案】を採用した場合、取締役が説明義務を履行しなかったとしても決議取消事由とはならないこととなる。そうすると、株主総会の場における株主からの質問に対し、取締役が実質的に回答を拒絶したり、恣意的に特定の質問者の質問を排除したり、不誠実な回答に終始したりする事態が生じる可能性があり、これにより株主との建設的な対話が阻害されるおそれや、株主総会が形骸化するおそれがある。また、ずさんな総会運営がなされる可能性もある。このように、【A案】や【B案】は、株主総会を形骸化させる可能性があるものといえ、相当でないと考えるので、いずれの案についても反対する。

なお、（後注）については、中間試案補足説明 88 頁によれば「株主の質問に対する説明（会社法 314 条）がされることを前提としている。」とのことであるが、現行法と同様、取締役の説明義務違反が決議取消事由を構成し得るかどうかは明らかではなく、【A案】や【B案】で述べたことと同様の問題がある。したがって、（後注）についても反対する。

2 株主総会の書面決議制度の見直し

株主総会の書面決議制度について、次の規律を設けるものとする。

取締役又は株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。以下 2 において同じ。）に対して通知した場合において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。ただし、当該通知を発した日から 1 週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

(1) 当該提案につき総株主（当該事項について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。

(2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議に賛成したとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

(注) 報告事項の報告についても、同様の規律を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

なお、決議の成立時点については、引き続き検討すべきである。

【理由】

現行法では、株主総会の目的事項の提案に対して株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決意があったものとみなすとされている（会社法319条1項）。

現行法の「株主の全員」の要件を「総株主の議決権の10分の9」とする提案であるが、一人でも異議を述べた株主があるときは、書面決議ができないとされており、実質的に全員が同意した場合と同視できるから、全員同意を要求する現行法の制度を基本的に変更するものではなく、その内容も妥当といえる。

また、報告事項の報告についても同様の規律を設けるものとすることについても、上記と同様、全員同意を要求する現行法（会社法320条）の制度を基本的に変更するものではなく、その内容も妥当といえる。

なお、中間試案補足説明90頁において、決議の成立時点に関する考え方が示されている。類似の制度として、取締役会の決議の省略（会社法370条）がある（監査役設置会社にあつては、監査役が提案について異議を述べたときは、決議があつたものとみなされない。）が、この制度と平仄を合わせる必要があるかどうかを含め、株主総会の書面決議の成立時期について、引き続き検討されたい。

3 社債権者集会の決議があつたものとみなす制度の見直し

社債権者集会の決議があつたものとみなす制度に関し、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】現に議決権を行使した議決権者（社債権者集会において議決権を行使することができる社債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額を分母とする多数決により社債権者集会の決議があつたものとみなす制度として、次の(1)から

(10)までの規律を設ける。

(1) 社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知っている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあっては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日（当該提案をする者が当該通知を発した日から2週間を経過した日以後の日に限る。以下【A案】において「同意期限」という。）までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の同意があったときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、書面（当該提案をする者が社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、書面又は電磁的方法。イにおいて同じ。）によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 書面によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(2) 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求があった場合

イ 会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

(3) ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項についての提案及び提案の理由を示して、(1)に規定する提案をすることを請求することができる。

(4) 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、(3)に規定する社債の総額に算入しない。

(5) 次に掲げる場合には、(3)の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求の後遅滞なく(1)に規定する提案が行われない場合

イ (3)の規定による請求があった日から8週間以内の日を同意期限とする(1)に規定する提案が行われない場合

(6) (3)の規定による請求又は(5)の規定による提案をしようとする無記名社債

の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

(7) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、当該提案をする者は、同意期限の3週間前までに、(1)に規定する提案を公告しなければならない。

(8) (7)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、(1)に規定する提案をする者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

(9) (1)に規定する提案をする者は、(1)の通知に際しては、知っている社債権者（議決権者に限る。）に対し、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

(10) 募集事項に、「(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。

【B案】全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度として、次の(1)から(10)までの規律を設ける。

(1) 社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知っている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあっては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日（以下【B案】において「同意期限」という。）までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(2) 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求があった場合

イ 会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

(3) ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる

社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項についての提案及び提案の理由を示して、(1)に規定する提案をすることを請求することができる。

(4) 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、(3)に規定する社債の総額に算入しない。

(5) 次に掲げる場合には、(3)の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求の後遅滞なく(1)に規定する提案が行われない場合

イ (3)の規定による請求があった日から8週間以内の日を同意期限とする(1)に規定する提案が行われない場合

(6) (3)の規定による請求又は(5)の規定による提案をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

(7) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、当該提案をする者は、同意期限の前までに、(1)に規定する提案を公告しなければならない。

(8) (7)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、(1)に規定する提案をする者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

(9) (1)に規定する提案をする者は、(1)の通知に際しては、知れている社債権者（議決権者に限る。）に対し、社債権者集会参考書類を交付しなければならない。

(10) 募集事項に、「(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。

(後注1)【A案】及び【B案】の各(1)の通知及び(9)の交付を、電磁的方法による通知及び必要事項の提供で行うことができるものとするか並びにその要件については、引き続き検討する。

(後注2) 無記名社債の社債権者及び振替社債の社債権者が【A案】及び【B案】の各(1)の同意をするに当たって必要となる手続については、引き続き検討する。

(後注3) 改正法の施行の際現に存する社債に対するこれらの規律の適用については、引き続き検討する。

【意見】

【A案】及び【B案】の双方を採用すべきである。

なお、社債権者集会の決議に関する既存の規律との整合性を踏まえた整備を行うべきである。

【理由】

社債権者集会は、株主総会以上に会議体という形をとる意義は乏しいものといえ、意思決定の仕組みとして、会議を開催せず、書面により決議をすることに合理性があるといえる。そのため、社債権者集会の決議があったものとみなす制度の創設に賛成する。

【A案】と【B案】は、決議要件や手続が異なり、具体的な状況に応じて適宜使い分けることが有用であるといえるので、【A案】と【B案】を併用できるということにすべきであると考えます。

なお、【A案】と【B案】のいずれにおいても、社債権者集会の決議があったものとみなされた内容について、裁判所の認可が必要と思われる（会社法734条参照）。また、会社法735条の2第2項・第3項には、社債権者の同意書面についての10年間の備置きや、閲覧・謄写の請求について定められているが、両案ともにこの規律に服するのかが明確でない（特に【A案】）。これらを含め、【A案】や【B案】のような社債権者集会の決議があったものとみなす制度を新設する場合は、社債権者集会の決議に関する既存の規律との整合性を踏まえた整備をすべきである。

4 キャッシュ・アウトの手続の見直し

株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付け（マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む一般株主（買収者と重要な利害関係を共通にしない株主をいう。以下同じ。）の利益の確保のための公正な手続（注）がとられたものに限る。）により総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含める。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注）一般株主の利益の確保のための公正な手続の具体的内容としては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（一般株主が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの）が設定されていることのほか、①公開買付届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求により速やかにキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることや、②公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に一般株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでなく、その旨が公開買付届出書に明記されていること

などを想定しているが、その他の手続の要否を含めて引き続き検討する。

【意見】

【B案】に賛成する。

【理由】

【A案】によれば、公開買付け後に公開買付者の議決権が総株主の議決権の3分の2以上を有することになった場合、株主総会の特別決議を経ずに株式等売渡請求を行うことができることになるが、少数株主の利益を害するものといえ、反対である。

なお、この点を考慮して、【A案】は「マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む一般株主の利益の確保のための公正な手続」を必要とするものであるが、その要件や手続は、現時点で明確とは言い難いし、少数株主の利益保護として十分といえるのか、明確ではない。要件や手続が明確でないと、株式等売渡請求の有効性を巡って紛争になる可能性がある。

以上から、【A案】には反対であり、現行法の規律を見直さない【B案】に賛成である。

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】議決権数の要件を廃止する。（注1）

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数（注2）まで引き上げる。（注3）

（注1）定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。

（注2）具体的な個数については、「500個」とする考え方や、今後の投資単位の引下げ等も考慮して「1000個」や「1500個」とする考え方などがある。

（注3）①定款の定めがある場合には「300個」を一定の個数まで引き上げられるものとする考え方や、②【B案】により「300個」を一定の個数まで引き上げた上で、定款の定めにより更に引き上げることができるものとする考え方もある。

【意見】

【A案】及び【B案】に反対する。

なお、仮に【B案】を採用する場合でも、（注2）において、議決権数を500個とすべきである。

【理由】

株主提案権は、昭和56年の商法改正の際に導入され、株数要件は「300株」とされたが、その後、見直しが検討されたものの、「300株」という株数要件が「300個」と議決権数要件されたことを除き、改正がなされていない。

議決権数の要件の引き上げは、個人株主による株主提案権の行使を過度に制限することになる。また、株主提案権の濫用的な行使のおそれについては、提出議案の数の制限や、同一内容提案の再提案の制限の規定により、一定程度排除することができると考えられ、重ねて議決権数の要件を見直す必要性は乏しいと考えられる。

そのため、現行法を維持することが適切であるから、【A案】及び【B案】に反対する。

ただし、株主提案権の濫用的な行使の防止という観点についても理解できるところである。そのため、ある程度であれば、議決権数要件の引き上げもやむを得ないと考ええる。引き上げの程度であるが、中間試案補足説明105頁～106頁において、昭和56年当時の投資単位を前提とした議決権数300個は、現在の投資単位を前提とすると441個に相当するということであるので、500個までの引き上げであれば許容できるものとする。

2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、次の【A案】から【C案】までのいずれかによるものとする。

【A案】「8週間」の期間を延長する（10週間程度とすることを想定している。）。

【B案】株式会社が一定の時期（株主総会の日から4か月前とすることを想定している。）までに株主総会の日を株主に対して通知（注1）した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間（3か月間とすることを想定している。）前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を設ける。（注2）

【C案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）上場会社か否かなど、株式会社の類型や規模に応じて、公告をもってこれに代えることができるものとする。ことも含めて引き続き検討する。

（注2）【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しもする考え方もある。

【意見】

【C案】に賛成する。

【理由】

【C案】の現行法の規律は、株主にとって株主提案権の行使期限は明確ではないという問題はあるものの、ある程度は予測できるのであり、あえて改正すべき立法事実

は認められない。他方で、【A案】と【B案】には、以下のとおり問題が存在する。

まず、【A案】については、現行の「8週間」から前倒しされることで、株主提案権を行使する株主にとって負担が増すことになるが、株主側にこのような負担を増加させてまで期間を前倒しする必要があるかどうか、明確ではない。また、株主にとって株主提案権の行使期限は明確ではないという問題も残る。そのため、【A案】には反対である。

次に、【B案】は、株主にとって株主提案権の行使期限は明確となるが、①株式会社が株主総会の開催日を通知した後、当該開催日を変更することができるのか、②変更が可能として、その手続（再度の通知など）や株主提案権の行使期限がいつなのか、について、措置を講じる必要がある。このように、【B案】でも問題があるといえ、【B案】にも反対する。

以上のとおり、【A案】【B案】ともに難点があり、現行法を変更すべき重大な問題がない状況に鑑みて、【C案】に賛成する。

第6 その他

1 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し

会社法第316条第2項に規定する調査者（以下「2項調査者」という。）制度の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】会社法第316条第2項の規定を維持することを前提として、次の(1)から(6)までの規律を設ける。

(1) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、2項調査者の選任の決議をすることができる。（注1）

(2) 2項調査者の選任を株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【A案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、2項調査者の選任に関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認められる事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

ウ 候補者に関する事項として法務省令で定める事項（注2）

エ 次の①又は②に掲げる区分に応じ、当該①又は②に定める事項

① 報酬等のうち額が確定しているもの その額

② 報酬等のうち額が確定していないもの その具体的な算定方法

(3) (2)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(2)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。（注3）

(4) 2項調査者は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を株式会社を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、2項調査者の調査に応ずることにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、当該調査に応ずることを拒むことができる。

(5) 株式会社は、(4)の規定による報告を受けた日から一定の期間（注4）内に、株主に対し、(4)の書面の写し又は(4)の電磁的記録に記録された事項を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供することにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供しないことができる。

(6) 会社法第960条第1項の特別背任罪の主体に2項調査者を加える。

（注1）2項調査者の選任に関する株主総会決議の定足数に関し、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げることが禁止することについては、引き続き検討する。

（注2）法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。

① 候補者の氏名、生年月日及び略歴

② 候補者と株式会社又は提案株主との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨

④ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

（注3）株式会社が2項調査者の選任に関する議案を株主総会に提出する場合においても、(2)の規定に定める事項を株主に通知しなければならない旨を定めることについては、引き続き検討する。

（注4）具体的な期間については、例えば、「2週間以内」とすることが考えられる。

【B案】会社法第316条第2項の規定を削除した上で、次の(1)から(5)までの規律を設ける。（注1）

(1) 会社法第297条の規定により招集された株主総会においては、裁判所に対

して株式会社の業務及び財産の状況を調査する検査役（以下「業務検査役」という。）の選任の申立てをする旨の決議をすることができる。

(2) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、業務検査役の選任の申立ての決議をすることができる。（注2）

(3) 業務検査役の選任の申立てを株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【B案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、業務検査役の選任の申立てに関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

(4) (3)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(3)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。

(5) (1)の規定による決議があった場合には、提案株主は、会社法第358条第1項の規定にかかわらず、株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、業務検査役の選任の申立てをすることができる。

(注1) 単に会社法第316条第2項の規定を削除する（2項調査者制度を廃止する）という考え方もある。

(注2) 裁判所に対する業務検査役の選任の申立てに関する株主総会決議の定足数に関し、【A案】注1と同様に、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げることを禁止することについては、引き続き検討する。

【意見】

【B案】に賛成する。

なお、【B案】において、【A案】の(5)と同様の規律を設けるべきかどうかについて、検討すべきである。

【理由】

【A案】では、会社法316条2項に規定する調査者（2項調査者）は、裁判所が選任するものではないため、提案者からの独立性・中立性が確保されておらず、濫用のおそれがある。

そのため、【A案】には反対し、2項調査者は裁判所が選任するものとする【B案】

に賛成する。

なお、【B案】は、2項調査者制度を業務検査役制度（会社法358条）に統合するものであると説明されている（中間試案補足説明116頁）。そうすると、調査結果は裁判所に報告され（会社法358条5項）、その後、会社及び提案株主に対しても報告内容が提供されることになる（同条7項）ものと思われるが、提案株主に対して無条件に調査結果が伝わることを望ましくない場合もあり得る。そこで、【B案】においても、【A案】の(5)のような規律を設ける必要がないか検討すべきである。

2 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】選任の申立権者に取締役及び執行役並びに監査役を加える。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

【意見】

【A案】に賛成する。

【理由】

現行法は、検査役の選任の申立権者を会社と少数株主権を有する株主に限定している（会社法306条1項）。しかし、取締役会の多数派が権限を濫用する等して株主総会において適切な議事運営を行わず、その結果、決議取消事由が存在する可能性が生じた場合、少数株主権を有する株主が検査役の選任を申し立てなければ、取締役会の少数派の取締役や監査役としては、株主総会の運営の状況を記録化する手段に乏しいことになる。そのため、株主総会決議取消事由の有無の証明を容易にし、株主総会運営の適法性・適正性を確保する手段を制度上確保するために、取締役会の少数派の取締役や監査役が総会検査役の選任の申立てをすることができるようにすることが必要である。

また、取締役や監査役に総会検査役の選任の申立てをすることを認めたとしても、特に支障はない。

以上から、【A案】に賛成する。

第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

1 指名委員会等の権限の見直し

(1) 指名委員会等設置会社における指名委員会の権限について、次の【A案】又は

【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には（注1）、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設ける。（注2）

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることのほかにも要件を設ける必要性については、引き続き検討する。

（注2）指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更した場合には、株式会社はその旨を株主に対して通知しなければならず、また、指名委員会は、株主総会において意見陳述をすることができることを想定している。

(2) 指名委員会等設置会社における報酬委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会について(1)【A案】の規律を設ける場合には、報酬委員会にも同様の規律を設ける。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（後注）将来的な見直しとして、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方についての全般的な見直しが課題であり、この点については、①指名委員会等設置会社において取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けること、②監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社についても執行役の選任を許容すること、③モニタリング・モデルを指向する会社のための新たな機関形態を創設することなどの考え方があ

【意見】

(1) と (2) のいずれについても、【B案】に賛成する。

（後注）について、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方について全般的な見直しをすることに賛成する。

【理由】

指名委員会等設置会社は、経営の監督と業務執行を分離して、執行権限を十分に発揮できるようにしつつ、経営に対する監督権限を強化し、経営者の責任を明確化させるために、三つの委員会を設置する組織形態である。そして、取締役の選任及び解任に関する指名委員会の決定や、取締役の報酬に関する報酬委員会の決定は、経営に関する監督や経営に対する評価のために重要なことであるため、見直しをすることについては慎重であるべきである。

現時点において、見直しを正当化するような支障や不都合が生じているかどうか明

らかではないため、現行法の規律の見直しをしない【B案】に賛成する。

なお、(後注)について、モニタリング・モデルを指向する会社が、それに適した機関設計を選択・構築することができる環境を整えることは望ましいことであるので、機関形態の在り方についての全般的な見直しをすることについては、賛成する。

2 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等について、次の(1)及び(2)の規律を設けるものとする。

(1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役(注)は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない。

(注) 監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に限らず、①監査委員でない全ての取締役とするの考え方や、②監査委員でない取締役のうち、社外取締役以外の取締役とする考え方もある。

(2) 株式会社は、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「各委員会」という。)の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないが、かつ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定された委員に選定されなかった場合又は当該委員を解職され若しくは辞任した場合及び各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員に選定された場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならない。

(注) 監査委員を解職され、又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して意見を述べるができるものとする考え方もある。

(後注) 常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会社においては、①監査委員会の職務を補助すべき常勤の取締役又は使用人(以下「常勤補助者」という。)を設置しなければならない旨又は②監査委員会が常勤補助者の設置の可否を決定することができる旨の規律を設けるものとする考え方もある。

【意見】

1 (1) について

賛成する。

(注) については、①とすべきである。

2 (2) について

賛成する。

(注) の考え方について、賛成する。

3 (後注) について

②の考え方に賛成する。

【理由】

1 (1) について

執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役が監査委員会の議事録を閲覧できるという現行法の規定は、監査の独立性・実効性の観点から問題がある。監査役会設置会社における取締役は監査役会議事録を閲覧できず（会社法394条2項参照）、監査等委員会設置会社における監査等委員でない取締役は監査等委員会議事録を閲覧できない（会社法399条の11第2項参照）ことと平仄を合わせる意味でも、提案内容に賛成する。

なお、(注) について、閲覧・謄写を認めない範囲は、①監査委員でない全ての取締役とすべきである。

2 (2) について

各委員会の委員の選定予定者を株主総会参考書類に記載することにより、株主が取締役候補者の適格性を判断する上で重要な情報が提供されることになる。また、株主総会参考書類に記載された選定予定者と異なる者が選定された場合、その旨を株主に周知する必要があると考えるが、事業報告に記載すれば株主に周知されるので、相当である。

以上から、提案内容に賛成する。

なお、(注) について、監査役会設置会社における監査役や監査等委員会設置会社における監査等委員には意見陳述権がある（会社法345条4項・1項・2項、会社法342条の2第1項・第2項）ことと平仄を合わせる意味でも、(注) の考え方に賛成する。

3 (後注) について

指名委員会等設置会社において、常勤の監査委員を選定していない場合、監査の実効性の確保のためには、監査委員会の職務を補助すべき常勤の取締役又は使用人（常勤補助者）を設置することが望ましいが、会社の規模や監査委員会の委員の能力次第のところがあるため、自主的な判断に委ねるべきである。

以上から、②の考え方に賛成する。

第2 責任限定契約制度の見直し

責任限定契約制度の見直しとして、次の1及び2の規律を設けるものとする。

- 1 株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等（会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。以下同じ。）である取締役及び執行役を加える。

2 株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況にあるときに行われた行為（注1）に基づく当該取締役又は執行役の会社法第423条第1項の責任については、責任限定契約による責任の限定の対象外とする（注2）（注3）。

（注1）規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討する。

（注2）「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」という責任限定契約における現行法上の責任の限定の要件は、業務執行取締役等である取締役及び執行役にも適用されることを前提にしている。

（注3）会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

（後注）潜脱防止のための追加的な手当の要否については、引き続き検討する。

【意見】

反対する。

【理由】

責任限定契約制度は、平成13年の商法改正において導入され、導入当初の対象者は社外取締役のみであったものが、平成17年の会社法の制定及び平成26年の会社法改正により対象者が拡大された。現行法において、業務執行取締役等である取締役及び執行役は、対象とされていない。そこで、今般、業務執行取締役等である取締役及び執行役についても対象とすることが提案されている。

その理由として、中間試案補足説明127頁において、①個人である取締役に巨額の損害賠償責任を負わせるのは適切でないという適切な責任の分担の観点、②グローバルに優秀な経営人材を確保する観点、③経営陣による適切なリスクテイクを促進する観点、が述べられている。

これらの観点から、業務執行取締役等である取締役及び執行役についても責任限定契約制度の対象とすることについて、理解できないわけではない。

しかしながら、やはり、安易な経営判断につながるおそれや、報酬金額の操作等による制度の潜脱的利用のおそれもある。また、上記①から③の観点は、近年特に高まってきた要請とはいえ、早期に改正する必要があるとは言えない。

なお、提案では、2において、責任限定契約による責任の限定の対象外とする規定を設けるとされ、（後注）において、潜脱防止のための追加的な手当の要否について引き続き検討するとされ、責任限定契約制度が濫用されないための手当ををするような提案がなされているが、その内容が十分なものであるかどうか、不明確なところがあり、現時点では、業務執行取締役等である取締役及び執行役についても責任限定契約制度の対象とする提案自体に、反対せざるをえない。

なお、引き続き、業務執行取締役等である取締役及び執行役についても責任限定契約制度の対象とすることについて検討を続けることについては、賛成である。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。

1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。

2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。

（注）1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（2の規定を除く。）を適用することを想定している。

【意見】

賛成する。

ただし、株主にとってわかりやすい記載となるような検討がなされるべきである。

【理由】

有価証券報告書と事業報告等とは重複する事項が多いが、細目において相違する事項も多いため、上場会社において有価証券報告書と事業報告等との二種類の書類を作成する必要があり、多大な負担が生じている。

そのため、有価証券報告書と事業報告等を一体化する提案に賛成する。

ただし、現状では、有価証券報告書は定型性が強い一方で、事業報告等は会社の裁量の余地が大きいため株主にとってわかりやすい記載となるような工夫がなされており、両者の記載の趣きは大きく異なっている。有価証券報告書と事業報告等を一体化するにあたっては、株主にとって必要な情報が分かりやすく記載されるような検討がなされるべきである。

以上